

公立大学法人神戸市看護大学職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2023年7月20日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第4号

公立大学法人神戸市看護大学職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程(2019年4月規程第56号)

(改正前)	(改正後)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、公立大学法人神戸市看護大学職員就業規則（平成31年4月規程第44号。以下「職員就業規則」という。）第36条及び公立大学法人神戸市看護大学契約事務職員等就業規則（平成31年4月規程第46号。以下「契約事務職員等就業規則」という。）第29条の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業することができない職員)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する職員は、育児休業をすることができない。</p> <p>(1) <u>雇用期間を定めて雇用される職員（次のいずれにも該当するものを除く。）</u></p> <p>ア <u>公立大学法人神戸市看護大学（以下「法人」という。）に引き続き雇用された期間が1年以上である者</u></p> <p>イ <u>その養育する子（前条に規定する子をいう。以下同じ。）が3歳に達する日までに、その雇用契約（雇用契約が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(育児休業期間の終了)</p> <p>第8条 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、育児休業期間は、前項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日（第4号に掲げる事情が生じた場合にあつては、その前日）に終了する。</p>	<p>、公立大学法人神戸市看護大学契約事務職員等就業規則（平成31年4月規程第46号。以下「契約事務職員等就業規則」という。）第29条及び公立大学法人神戸市看護大学パートタイム職員等就業規則（平成31年4月規程第47号。以下「パートタイム職員等就業規則」という。）第28条</p> <p>(1) <u>雇用期間を定めて雇用される職員で、当該職員が養育する子が1歳6か月に達する日までに、その雇用契約（雇用契約が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了することが明らかである者</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

(改正前)	(改正後)
<p>_____の定めるところによる。 (育児短時間勤務職員の給与等) 第19条 育児短時間勤務職員の給与に関し 必要な事項は、給与規程_____</p> <p>_____の定めるところによる。 (育児部分休業職員の給与等) 第23条 育児部分休業の職員の給与に関し 必要な事項は、給与規程_____</p> <p>_____の定めるところにより、減額 して給与を支給するものとする。</p>	<p><u>規程」という。)</u></p> <p><u>及び非常勤講師</u></p> <p><u>等給与規程</u></p> <p><u>及び非常勤講師</u></p> <p><u>等給与規程</u></p>

附 則

この規程は、公布の日から施行し、2023年4月1日から適用する。